

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針（新旧対照表）

現 行	改 定 後
<p>1 議員の健康確保</p> <p>(1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底</p> <p>(2) <u>不要不急の外出の自粛</u></p> <p>(3) <u>会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）</u></p> <p>(4) <u>健康情報の報告</u> 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。</p>	<p>1 議員の健康確保</p> <p>(1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底</p> <p>(2) <u>会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）</u></p> <p>(3) <u>健康情報の報告</u> 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。</p>